

若者定住促進事業のあらまし

平成21年9月より3年間、若者定住促進事業が下記の内容になります。

	補助金額	補助対象事業の範囲及び補助要件	備 考
住宅新築補助金	100万円（限度額） 但し、1,000万円以上の工事の10%以内を補助します	①天龍村に2年以上居住及び住民票を有し、かつ、永住の意思がある方 ②申請時の年齢が満45歳以下（夫婦の場合は、どちらか一方でも結構です）の方 ③申請後2年以内に建築の完成を見込める方 ④建築の工事費が1,000万円以上の住宅を建築する方 ⑤補助金は1戸1件で1回を対象とします ⑥本人及び同居者が他の補助金及び補償費を受けて建築する場合は対象となりません ⑦工事完成後に補助金を交付します	基礎工事費も含めます 竣工検査を行います
住宅増改築・空家取得補助金	住宅増改築・空家取得それぞれ30万円を限度に300万円以上の経費の10%以内を補助します	①天龍村に2年以上居住及び住民票を有し、かつ、永住の意思がある方 ②申請時の年齢が満45歳以下（夫婦の場合は、どちらか一方でも結構です）の方 ③住宅増改築工事費及び空家など取得費が、それぞれ300万円以上となった方 ④補助金は1戸1件を対象とし、申請回数は1回とします ⑤工事など完了後に補助金を交付します	どちらか一方でも結構です 竣工検査を行います
住宅用地取得補助金	100万円を限度額とし、取得額の50%以内を補助します	①天龍村に2年以上居住及び住民票を有し、かつ、永住の意思がある方 ②申請時の年齢が満45歳以下（夫婦の場合は、どちらか一方でも結構です）の方 ③住宅用地面積で165.0㎡（50坪）以上を取得した方 ④用地取得後2年以内に建築工事（外溝工事は含みません）に着手することとし、建築工事着手確認後に、補助金を交付します。 ⑤補助金は1戸1件で1回を対象とします	申請時に簡単な現地確認を、また、着工時に着工確認を行います。
Uターン助成金	夫婦 10万円 単身 5万円 18歳以下の方 一律 2万円	①天龍村に満45歳以下でUターンした方で、居住及び住民票を有し、かつ永住の意思がある方 ②村内に住所を定めた日から起算して2年経過後に支給します ③支給後の再転入の場合には支給しません	
Uターン助成金	夫婦 10万円 単身 5万円 18歳以下の方 一律 2万円	①天龍村に満45歳以下でUターンした方で、居住及び住民票を有し、かつ永住の意思がある方 ②村外に1年以上居住した方 ③村内に住所を定めた日から起算して2年経過後に支給します ④支給後に再転入した場合には支給しません	
後継者助成金	5万円	①新規学卒後、村内に住居及び住民票を有し、かつ、本人及び父母等に永住の意思がある方 ②卒業した日から起算し、12ヶ月経過後に支給します。ただし、申請時に12ヶ月以上村内に住居があり、住民票を有している必要があります。	
通勤助成金	1km 8円 1月限度額 6,000円 1月限度日数 22日	①1月1日の申請基準日において天龍村に2年以上居住及び住民票を有し、かつ、永住の意思がある方 ②村外の就業地に通勤している方で片道20km以上の距離を通勤している方 ③支給は満45歳到達月までとし、毎年1月～12月までの間を一括支給します。但し月の勤務日数が15日未満の月は支給対象外となります	消防団員は片道20km未満でも支給します
結婚祝金	2万円（1組に対して） 国内外を問わず上記金額となります	①天龍村に2年以上居住及び住民票を有する満45歳以下までの方で、かつ、永住の意思のある夫婦（居住・年齢要件は夫婦一方が該当していれば結構です） ②結婚祝金は重複して支給しません	
出産祝金	第1子 2万円 第2子 2万円 第3子以降50万円	①父母の一方が天龍村に2年以上居住及び住民票を有し、かつ、永住の意思のある方	旧規則で第2子まで交付を受けた方は第3子の金額は30万円となります。

※申請時には住民票などの確認書類が必要となります。詳しくは住民課までお問い合わせください。